

令和 7 年度債権放棄の報告について

那覇市債権管理条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市の債権（上下水道局のものを除く。）を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

令和7年度 債権放棄報告書【一覧・理由】

那覇市債権管理条例第9条各号の規定に基づき、次の非強制徴収債権を放棄したので報告します。

(単位：件及び円)

放棄した 理由 債権名 (担当課)	1号 生活困窮		2号 破産免責等		3号 債務者死亡		4号 強制執行		5号 失踪、所在不明		6号 徴収停止		7号 法律上の争い		8号 消滅時効		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民農園土地一時賃貸料(過年度分) (商工農水課)															1	4,200	1	4,200
公設市場光熱水費実費徴収金 (なはまち振興課)			5	17,581													5	17,581
資源ごみ収益金(滞納繰越分) (クリーン推進課)															1	1,486,492	1	1,486,492
一般被保険者第三者納付金滞納繰越分 (国民健康保険課)															1	1,357,710	1	1,357,710
幼稚園使用料(滞納繰越分) (こどもみらい課)																	5	20,200
預かり保育料滞納繰越分 (こどもみらい課)																	5	29,000
3歳以上児主食費滞繰分(公立) (こどもみらい課)																	5	3,000
こども園給食費(滞納繰越分) (こどもみらい課)															47	171,720	47	171,720
母子父子寡婦福祉資金貸付償還金 (子育て応援課)															13	2,685,399	13	2,685,399
合計			5	17,581											78	5,757,721	83	5,775,302

令和7年度 債権放棄報告書【一覧・金額区分】

那覇市債権管理条例第9条各号の規定に基づき、次の非強制徴収債権を放棄したので報告します。

(単位：件及び円)

債権名 (担当課)	放棄した 金額		1万円未満		1万円～10万円未満		10万円～100万円未満		100万円～1000万円未満		1000万円以上		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民農園土地一時賃貸料(過年度分) (商工農水課)	1	4,200											1	4,200
公設市場光熱水費実費徴収金 (なはまち振興課)	5	17,581											5	17,581
資源ごみ収益金(滞納繰越分) (グリーン推進課)									1	1,486,492			1	1,486,492
一般被保険者第三者納付金滞納繰越分 (国民健康保険課)									1	1,357,710			1	1,357,710
幼稚園使用料(滞納繰越分) (こどもみらい課)	5	20,200											5	20,200
預かり保育料滞納繰越分 (こどもみらい課)	5	29,000											5	29,000
3歳以上児主食費滞繰分(公立) (こどもみらい課)	5	3,000											5	3,000
こども園給食費(滞納繰越分) (こどもみらい課)	47	171,720											47	171,720
母子父子寡婦福祉資金貸付償還金 (子育て応援課)			2	41,315	11	2,644,084							13	2,685,399
合計	68	245,701	2	41,315	11	2,644,084	2	2,844,202					83	5,775,302

令和 7 年度 債権放棄報告書【1 件あたり 100 万円以上】

那覇市債権管理条例第 9 条各号の規定に基づき、次の非強制徴収債権を放棄したので報告します。

債権名	那覇市資源化物「古布」の売却契約に基づく売却金	法人・個人の区分	法人
債権発生日 (西暦)	2015年8月14日	債権放棄した日 (西暦)	2026年3月31日
債権の概要	那覇市資源化物「古布」の売却契約に基づく売却金		
放棄に至った 経緯	平成27年度に締結した売却契約に基づき請求した「古布」の売却金について、相手方の業績不振その他諸事情により令和 8 年 3 月 31 日現在まで滞納・未収の状況が継続した。債務者の代理人であった弁護士を通じて、破産手続の進捗や資力の回復見込みを確認し続けてきたが、債務者本人の疾病・障害等により、破産手続にかかる費用の積立及び資力の回復の目処が立たない状況であり、既に消滅時効期間を経過していたことから、那覇市債権管理条例第 9 条第 8 号に基づき、当該債権を放棄した。		
担当部課名	環境部 クリーン推進課		

債権放棄金額	1,486,492円
適用条項 (那覇市債権 管理条例第9 条)	☐ 1 号 生活困窮
	☐ 2 号 破産免責等
	☐ 3 号 債務者死亡（限定承認、相続放棄、相続人不存在）
	☐ 4 号 強制執行後無資力
	☐ 5 号 失踪、所在不明
	☐ 6 号 徴収停止後期間経過
	☐ 7 号 勝訴の見込みがないと認められるときその他放棄すべき理由
	☒ 8 号 消滅時効に係る時効期間が満了
備考	

令和 7 年度 債権放棄報告書【1 件あたり 100 万円以上】

那覇市債権管理条例第 9 条各号の規定に基づき、次の非強制徴収債権を放棄したので報告します。

債権名	一般被保険者第三者納付金（滞納繰越分）	法人・個人の区分	個人
債権発生日 （西暦）	2014年4月7日	債権放棄した日 （西暦）	2026年3月31日
債権の概要	交通事故等、加害者（第三者）の不法行為によって生じた保険給付について、保険者（那覇市）が立て替えた医療費等を加害者に対して損害賠償請求を行うこととなり、本件は交通事故による第三者納付金である。		
放棄に至った経緯	当時、加害者は未成年であったため、その保護者に対し、文書にて督促状・催告書を送付し、窓口でも説明を行ったが、一切納付がなかった。その後加害者が成人後、加害者本人の住所地(県外)に対し、複数回催告書を送付したがまったく反応がなかった。時効期間満了と徴収の見込みがないと認められるため。		
担当部課名	健康部 国民健康保険課		

債権放棄金額	1,357,710円
適用条項 （那覇市債権 管理条例第9 条）	☐ 1号 生活困窮
	☐ 2号 破産免責等
	☐ 3号 債務者死亡（限定承認、相続放棄、相続人不存在）
	☐ 4号 強制執行後無資力
	☐ 5号 失踪、所在不明
	☐ 6号 徴収停止後期間経過
	☐ 7号 勝訴の見込みがないと認められるときその他放棄すべき理由
	☒ 8号 消滅時効に係る時効期間が満了
備考	